

令和4年第5回奥州市農業委員会総会

議 事 録

(令和4年5月25日)

奥州市農業委員会

# 令和4年第5回奥州市農業委員会総会議事録

令和4年5月25日(水) 午前9時30分

奥州市役所 講堂

## 第1 会期の決定

## 第2 議事録署名委員の指名

## 第3 諸般の報告

## 第4 議事

報告第1号 令和3年度奥州市農業委員会事業報告について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第2号 贈与税の納税猶予等に関し引き続き農業経営を行っている等の証明願の審査について

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農用地利用配分計画案に対する意見決定について

議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第7号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

議案第8号 奥州市農業委員会の令和3年度の活動の点検・評価及び令和4年度最適化活動の目標の設定等の決定について

議案第9号 農地利用最適化推進委員の決定について

出席委員（22名）、欠席委員（1名）

1 千葉 英宏	2 小野寺 和明	3 伊藤 周治
4 佐々木 生子	5 佐藤 豊	6 松戸 正雄
7 菊地 隆文	8 星 洋子	9 千田 傳
10 三浦 正幸	11 佐藤 守	12 岩渕 壽子
(欠番)	14 渡部 昭吉	15 小澤 靖
16 鈴木 喜一	17 紺野 弘行	18 家子 洋子
19 浅野 輝夫	20 佐々木 斉	21 植松 郁男 (欠席)
22 小野 鮮悦	23 鈴木 哲也	24 阿部 恒久

農地利用最適化推進委員

- 2 高橋 義典
- 10 鈴木 忠孝
- 24 小野寺 芳孔
- 34 宍戸 則実

事務局職員

- 事務局長 菊池 紀人
- 事務局長補佐 佐々木 治彦
- 農地係 係長 佐藤 茂樹
- 上席主任 高橋 利之
- 主事 安倍 利紗
- 農業振興係 係長 菅野 伸
- 上席主任 佐藤 知佳子

議長 ただいまより、令和4年第5回奥州市農業委員会総会を開会いたします。  
欠席の届出委員は21番、植松郁男委員です。  
出席委員は定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。  
なお、農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定に基づき、高橋義典推進委員、鈴木忠孝推進委員、小野寺芳孔推進委員、穴戸則実推進委員に出席を求めています。  
委員が発言しようとするときは、議長の許可を得てご起立のうえ発言するようお願いいたします。  
本日の会議は、総会日程にしたがって進めてまいります。

議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定されました。

議長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、奥州市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき当職より指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、20番、佐々木齊委員、22番、小野鮮悦委員の2人を指名いたします。

議長 日程第3、諸般の報告を行います。  
事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長 それでは、主要会務を報告し諸般の報告といたします。令和4年4月16日から令和4年5月17日までの主な内容をご報告申し上げます。4月25日、第4回農業委員会総会を開催し、農地案件等9件について審議決定いたしております。同日、令和4年度農業者年金加入推進を開催し、令和3年度の活動実績について協議いたしました。同日、農業振興専門委員会を開催し、前年度事業を振り返って協議されました。5月10日、胆江地方農林業振興協議会総会が開催され、令和3年度の事業報告、収支決算、令和4年度の事業計画、収支予算が審議されました。5月17日、令和4年第3回運営委員会を開催し、本日この後提案いたします令和3年度の事業報告等について協議いたしました。以上でございます。

議長 以上、諸般の報告が終わりましたので、質問に入ります。  
質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、諸般の報告を終わります。

議長 日程第4、議事に入ります。

報告第1号、令和3年度奥州市農業委員会事業報告についてを議題といたします。

事務局をして、報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐々木事務局長補佐。

局長補佐 報告書の概要について、ご報告いたします。この報告書は、前半に農業委員会の運営といたしまして、委員名簿、地域推進班編成、事務局職員事務分掌、会議の開催状況、耕作証明書等発行件数を掲載し、後半に法令事務事業の実施といたしまして、農地関係事務、農政関係事業を掲載しております。Ⅰは農業委員会の運営です。その中の4は会議の開催状況です。こちらは総会での農地案件以外で審議、決定したものです。(2)は総会での農地の権利移動関係の審議状況です。昨年度の議案等の提出及び処理件数合計は2,470件でした。(3)から(7)は運営委員会、農政専門委員会、農業振興専門委員会、広報編集委員会、農地利用最適化推進会議の開催状況を掲載しております。5は証明書等発行件数です。昨年度は合計1,431件で、軽油免税の申請の際に必要な耕作証明が大半を占めております。Ⅱは法令事務事業の実施状況になります。1の農地関係事務のうち、(1)は農地流動化の状況です。農用地利用集積と上記以外のものとしておりますが、農地法第3条によるものになります。昨年度は合計で、農用地利用集積が1,391件、915ha、農地法第3条による許可分が238件、235ha、合計で1,629件、1,150haとなっております。なお、詳しい内訳が(2)から(4)となります。(5)は農地法第4条による許可申請状況で、昨年度、田畑の合計で19件、約72aの申請がありました。(6)は農地法第5条による許可申請状況です。こちらは合計で125件、約10.1haの申請がありました。(7)は適用外証明願処理件数です。合計42件で、約1.69haの適用外証明を行っております。(8)は合意解約通知書の処理状況です。合計で214件、約110haとなっております。(9)の農地台帳の整備及び(10)の生前一括贈与関係は、記載のとおりです。(11)は農地法第30条による利用状況調査です。各地域推進班で行った農地パトロールの結果、1号遊休農地が19.8ha、2号遊休農地が0.8ha、合計で約20.6haとなっております。(12)の利用意向調査、(13)の非農地判断については、

掲載のとおりです。2は農政関係事業となります。(1)は奥州市長に対しての意見・要望書の提出について、(2)は農作業労賃標準額の設定について、(3)は情報活動について、(4)は家族経営協定の締結推進について掲載しております。(5)は農業者年金業務です。昨年度は、新規加入者が6名となっております。また、年金受給を間近に控えた待期者に対して行う巡回相談を12月20日に開催し、1名の相談がありました。以降は参考資料として、市へ提出した意見・要望書及び回答、農作業労賃標準額表、農地の賃借料情報を掲載しております。以上で令和3度事業報告の概要説明といたします。よろしくお願ひします。

議長 報告第1号について報告説明が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願ひします。

(「議長」の声あり)

議長 18番、家子洋子委員。

18番委員 18番、家子洋子です。教えてください。18ページの農地法の適用外証明願の処理件数です。現況地目の右端のその他というところの項目なんですけど、宅地、山林、原野の他、その他とありますが、その他っていうのはどんなものか、ちょっと教えていただければと思います。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

係長 ただいまのご質問ですけれども、宅地、山林、原野ということで載っておりますが、それ以外ということで、雑種地とかということになります。そもそも雑種地というのは、地目上どれにも該当しないものという形でもありましたので、その他というところにまとめさせていただいております。

(「議長」の声あり)

議長 18番、家子洋子委員。

18番委員 ありがとうございます。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、報告第1号を終結いたします。

議長 報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。事務局をして、報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

係長 今月の報告件数は26件です。いずれも相続による所有権の移転で、委員会への

あっせん希望は番号2、番号7、番号13の3件です。番号2について水沢姉体担当の佐々木委員へ、番号7について水沢黒石担当の小野委員へ、番号13について江刺梁川担当の阿部委員へ情報提供をさせていただき予定です。水沢、江刺担当の農業公社の農地コーディネーターにも情報提供予定です。市外の方への相続となるのが、番号5の1件です。以上、ご報告します。

議長 報告第2号について、説明が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、報告第2号を終結いたします。

議長 報告第3号、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題といたします。

事務局をして、報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

係長 今月の報告件数は15件です。労力不足による解約4件のほか、農地中間管理事業に係る解約1件等が含まれています。他の議案に関連するものについて番号を読み上げます。議案第3号に関連するものとして、番号5が番号8に、番号8が番号35に関連があります。議案第6号に関連するものとして、番号2が番号6に関連があります。以上、ご報告します。

議長 報告第3号について、報告説明が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり)

議長 22番、小野鮮悦委員。

22番委員 22番の小野です。ちょっと法律的なものでね、教えて欲しいんですが。基盤強化法と農地法の違いっていうか、これをちょっと教えて欲しいなど。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

係長 ただいまのご質問ですが、簡単に申し上げますと農地法3条というのは、昔からある貸借もしくは権利移動のものになりますので、該当する方はどなたでも使えるものになります。昔でいう小作契約なんか、これに該当するかと思います。基盤強化法につきましては、集積・集約等を目的としておりますので、認定農業者などの担い手向けということになります。その違いがございます。また、契約上の違いとしましては、農地法3条の賃貸借契約については、解約をしますと、

決めない限りは、自動的に更新されて続いていくものでございますが、強化法による契約ですと、契約期間が終了しますと、それをもって自動的に所有者に戻るといふ違いがございます。以上になります。

(「議長」の声あり)

議長 22番、小野鮮悦委員。

22番委員 はい、了解しました。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、報告第3号を終結いたします。

議長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

係長 今月の案件は、所有権の移転が7件です。番号4は空き家バンク関連の売買で、総額6万4,350円です。譲渡人は別に居住しており、今後使用する見込みが無いことから、空き家バンクに登録を行っております。付属した農地のうち、当該空き家に隣接した農地について申請がされています。譲受人は、当該空き家に今後移住して農地を管理、耕作を行い、作付け予定作物はキュウリ、トマト、ナス等の自家用野菜です。令和4年4月19日に、小澤靖委員と事務局職員2名の計3名で現地確認を行いました。一部適切な管理がされておらず、空き家の前の所有者等において耕作する人がいないことから、遊休農地化する恐れがあると判断しております。番号6は総額50万円です。以上、7件について、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離及び面積要件について問題がなく、許可の要件をすべて満たしていることを事前に確認しております。ご審議よろしく申し上げます。

議長 議案第1号について提案説明が終わりましたが、本議案につきましては、番号4が空き家バンク関連案件となりますので、現地確認をした委員からの報告を求めます。

番号4について、15番、小澤靖委員申し上げます。

15番委員 15番、小澤です。番号4について、現地確認の報告をいたします。空き家バンクに登録された空き家に付属する農地で、4月19日、事務局の佐藤係長と小原主事、私の3名で現地確認を行いました。番号4は、居宅は比較的新しいものの、家



の前の農地には梅の木か何かが植えられておりまして、一部は荒れておりました。現状からしても空き家に付属し、耕作する人がいないことから、遊休農地化が進むと判断いたしました。以上、報告いたします。

議長 現地確認報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。  
意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。  
本案については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり許可と決定されました。

議長 議案第2号、贈与税の納税猶予等に関し引き続き農業経営を行っている等の証明願の審査についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

係長 今月の案件は1件です。納税猶予等の適用を受けている期間中は、贈与税等の申告期限から3年目ごとに、税務署及び県に猶予を継続して受けたい旨の届出をする必要があります。その届出書に添付する証明書について農業委員会で証明を行うものです。納税猶予等の適用を受けている農地について、令和4年2月25日までの間、引き続き農業経営を行っていることが証明の要件となります。要件を満たしていることを事前に確認しております。ご審議よろしく願いいたします。

議長 議案第2号について、提案説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。  
意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。  
本案については、証明願のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号は、証明願のとおり決定されました。

議長 議案第3号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。  
事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 安倍主事。

主事 今月の案件は、利用権の設定が30件、所有権の移転が11件の計41件です。以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。また、新規申請分については、借り人又は譲受人が認定農業者等であること、あるいは、今回の申請分を含めて、経営面積が1.33ha以上であることをあわせて確認しております。ご審議よろしくお願ひします。

議長 議案第3号について提案説明が終わりましたが、本議案につきましても、議席番号3番、伊藤周治委員が番号3に関連がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、番号3を除き質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願ひします。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。  
意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、番号3を除き、原案のとおり決定することにご異議ございませぬか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号は、番号3を除き、原案のとおり決定されました。

次に、番号3に係る農用地利用集積計画の決定についてを審議いたします。当案件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、3番委員の退席をお願いします。

(午前9時59分 退席)

議長 番号3の質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願ひします。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。  
意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。  
本案の番号3については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号の番号3は、原案のとおり決定されました。  
3番委員の退席を解除します。

(午前10時00分 着席)

議長 議案第4号、農用地利用配分計画案に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

係長 意見を求められている件数は1件です。ご審議よろしく申し上げます。

議長 議案第4号について提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。  
意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。  
本案については、計画案にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号は、計画案に異議なしと決定されました。

議長 議案第5号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 高橋上席主任。

上席主任 今月の案件は1件です。番号1は共同住宅を整備するものです。補足説明資料に記載のとおり立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当であると判

断しております。以上、提案説明を終了いたします。ご審議よろしくお願いたします。

議長　ここで、現地確認報告を求めます。

番号1について、高橋義典推進委員お願いします。

推進委員　はい、現地確認の報告をいたします。5月11日、佐藤豊委員、事務局の高橋上席主任、安倍主事、私の4名で現地の確認をいたしました。転用により周辺農地や水路に及ぼす影響はなく適切に管理されており、事前着工もないことから、妥当な内容の転用計画であると判断しました。なお、現地の状況は、草刈等よく管理された草地となっております。以上です。

議長　ただいまの報告について、5番、佐藤豊委員より補足説明はありませんか。

5番委員　はい、ございません。

議長　議案第5号について提案説明及び現地確認報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

（「なし」の声あり）

議長　なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長　なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり許可相当と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認めます。よって、議案第5号は、原案のとおり許可相当と決定されました。

議長　議案第6号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

（「議長」の声あり）

議長　高橋上席主任。

上席主任　今月の案件は13件です。番号1は売買により自己住宅兼店舗、番号2は売買により宅地分譲4区画、番号3から5は売買により従業員駐車場、番号6は売買により従業員駐車場及び倉庫、番号7は使用貸借により資材置場、番号8は使用貸借により自己住宅、番号9及び10は関連案件で、非農地を含む総事業実測面積は1,939㎡で賃貸借により資材置場を整備するものです。番号11及び12は関連案件で、

非農地を含む総事業実測面積は1,945㎡で売買により建売住宅、番号13は墓地を整備するものです。いずれも補足説明資料に記載のとおり立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当であると判断しております。以上、提案説明を終了いたします。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長　　ここで、現地確認報告を求めます。

番号1から番号6について、高橋義典推進委員お願ひします。

推進委員　はい、現地確認の報告をいたします。5月11日、佐藤豊委員、事務局の高橋上席主任、安倍主事と私の4名で、番号1番から6番までの案件について、現地確認を行いました。転用により周辺農地や水路に及ぼす影響はなく適切に管理されており、事前着工もないことから、妥当な内容の転用計画であると判断しました。なお、現地の状況についてですけれども、番号4番と番号6番に関して、水田が今年に入ってから耕起された形跡がありまして、4番については水張も行われて、代かきも出来そうな感じだったんですけども、後日、事務局に確認いただいたところ、転用について認識しているということで、今後の転用についての問題はないうふうにご確認いただいております。6番についても、当事者の方が、小作契約の解約ということで、農業委員会にいられているということなので、問題ないとお聞きしております。他の場所については、適切に草刈がされている草地になっているか、または去年稲刈りを行ったままのきれいな水田の状態になっておりましたので、問題はないかと思ひます。以上です。

議長　　ただいまの報告について、5番、佐藤豊委員より補足説明はありますか。

5番委員　はい、ございません。よろしくお願ひします。

議長　　次に、番号7について、鈴木忠孝推進委員お願ひします。

推進委員　はい。それでは、現地確認の報告をいたします。5月10日、小野鮮悦委員、事務局の高橋上席主任、安倍主事と私の4名で、番号7の案件について現地確認をいたしました。転用により周辺農地や水路に及ぼす影響はなく適切に管理されており、事前着工もないことから、妥当な内容の転用計画であると判断いたしました。なお、現地の状況でございますけれども、作付けはされておりませんし、中の草刈等の管理はされ、きれいになっております。隣のところですが、資材置き場としてまた活用されて続きの状態でございますので、問題ないことを報告いたします。

議長　　ただいまの報告について、22番、小野鮮悦委員より補足説明はありますか。

22番委員　はい、鈴木推進委員の報告のとおりでございます。以上、ございません。

議長　　次に、番号8から番号10について、小野寺芳孔推進委員お願ひします。

推進委員　現地確認を報告いたします。5月10日、岩淵委員、事務局の高橋上席主任、安

倍主事と私の4名で、番号8番から10番までの案件について現地確認を行いました。転用により周辺農地や水路に及ぼす影響はなく適切に管理されており、事前着工もないことから、妥当な内容の転用計画であると判断いたしました。なお、現状の状況は8番から10番まで、ともに適切な管理でした。以上、報告いたします。

議長 ただいまの報告について、12番、岩淵壽子委員より補足説明はありますか。  
12番委員 ごさいません。そのとおりでございます。

議長 次に、番号11及び番号12について、宍戸則実推進委員お願いします。  
推進委員 現地確認の報告をいたします。5月11日、菊地隆文委員、事務局の高橋上席主任、安倍主事と私の4名で、番号11から12までの案件として現地確認を行いました。転用により周辺農地や水路に及ぼす影響はなく適切に管理されており、事前着工もないことから、妥当な内容の転用計画であると判断しました。現地の状況につきましては、住宅、農地が混在してるような場所で、2、3年前までは野菜などを作っていたということなんですが、その方が高齢のために、今は何も作付けされず草が生えている状況ですけども、きれいに管理されてるような状況でした。以上です。

議長 ただいまの報告について、7番、菊地隆文委員より補足説明はありますか。  
7番委員 11番に関して、若干補足させていただきます。11番は田んぼとなってるんですけども、実質、雑種地状態です。また、隣接する田んぼが1枚あり、排水路が土側溝に流れるような設計になってるんですけども、その土側溝が潰れて利用されておらず、逆に今まで排水してきたのが、その土側溝に行かないために、この当該地に実質流れ込んでいる状況で排水が行われたという現状が見受けられました。転用としては問題はないんでしょうけども、土側溝の排水について十分配慮するよう、関係するところに申し伝えるよう、事務局にお話しております。以上です。

議長 次に、番号13について、9番、千田傳委員お願いします。  
9番委員 はい。9番、千田です。現地確認の報告をいたします。5月9日、岩嶋廣推進委員、事務局の高橋上席主任、私の3名で、番号13の現地確認を行いました。転用による周辺農地への水路に及ぼす影響はなく適切に管理されており、事前着工もないことから、妥当な内容の転用計画であると判断いたしました。現状について、地目は田んぼとなっておりますが、ちょっと不審だったのが、全然畦畔が見えないというような状況だったんですが、草刈等しっかり管理されていたので、妥当な転用だと確認してきました。以上でございます。

議長 議案第6号について提案説明及び現地確認報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり)

議長 18番、家子洋子委員。

18番委員 18番、家子洋子です。すみません、教えてください。13番なんですけど、寄付っていうことになっておりますが、これは、お寺さんだから寄付ということでしょうか。気になってしまって、ちょっと教えてください。

(「議長」の声あり)

議長 高橋上席主任。

上席主任 今回、寄付ということですが、今回の譲渡人につきましては、もともとのご住職でございまして、持っている農地を寄付、贈与というような形で提供させていただいたというようなものでございます。

(「議長」の声あり)

議長 18番、家子洋子委員。

18番委員 もともと住職さんのものだったということですね。ちゃんと私もちょっと勉強してきます。ありがとうございます。

議長 ほかにありませんか。

(「議長」の声あり)

議長 1番、千葉英宏委員。

1番委員 1番の千葉でございます。先程11番、12番で補足説明があったようにですね、周辺の水路等が荒れているということで、ここに今後住宅が建つということになれば、当然ながら家庭雑排水が流されるということになります。従って、農業委員会の許可条件としてですね、例えばですよ、コンクリート水路を入れるとかですね、そういう条件をつけたことが、これまであったのかどうかということをお聞きしたいと思います。

(「議長」の声あり)

議長 佐々木事務局長補佐。

局長補佐 はい、排水の関係でございます。転用許可を出す際に、排水の部分までやっぱり見る必要がございます。例えば、生活排水を周辺の側溝に流すといった場合、周辺に影響がないようにということで、指導しているところでございます。大概の場合であると、今までは公共下水道、農集排、もしくは家庭用の合併処理浄化槽、そういったものに繋がれておるのが大半なんですけども、どうしても、そういうところできない場合は、側溝等に流すといった経過もあります。そういう場合は、排水などに関してはきちんとやるよう指導しています。以上です。

(「議長」の声あり)

議長 1番、千葉英宏委員。

1 番委員 はい。今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり許可相当と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 6 号は、原案のとおり許可相当と決定されました。

議 長 議案第 7 号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議 長 高橋上席主任。

上席主任 今月の案件は 2 件です。番号 1 は原野化したもので利用していません。番号 2 は山林化したもので利用していません。いずれも農地以外の現況地目となっています。以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ここで、現地確認報告を求めます。

番号 1 について、鈴木忠孝推進委員お願ひします。

推進委員 それでは、現地確認の報告をいたします。5 月 10 日、小野鮮悦委員、事務局の高橋上席主任、安倍主事、私の 4 名で、1 番の案件について確認を行いました。農地への復旧が困難かつ、その状況になってから 20 年以上経過していることから、適用外もやむを得ないものと判断いたしました。現況についてですけれども、原野化をしていて、まず復旧は困難と見えましたので、ご報告申し上げます。

議 長 ただいまの報告について、22 番、小野鮮悦委員より補足説明はありませんか。

22 番委員 はい。報告のとおりですけれども、ちょっと補足です。現地は、お父さんが亡くなってから、しばらく経ちますが、農地法の手続きがわからなかったというので、現在出てきた案件なそうです。あとは、報告のとおりでございます。

議 長 次に、番号 2 について、宍戸則実推進委員お願ひします。

推進委員 現地確認の報告をいたします。5 月 11 日、菊地隆文委員、事務局の高橋上席主任、安倍主事と私の 4 名で、番号 2 について現地確認を行いました。物件の場所



につきましては、一体が山林化してるような場所の一角でありまして、一部の高い木については伐採されてるような感じはあるんですが、荒れた状態になっております。従いまして、農地への復旧が困難と判断し、適用外もやむを得ないと判断しました。以上です。

議長 ただいまの報告について、7番、菊地隆文委員より補足説明はありますか。

7番委員 今、報告あったとおりで、ほぼ間違いないですけども、お話のあった場所だけ用水路を隔てています。考えられるのは道路整備もしてあったんで、そのために石がゴロゴロしており、畑にできるような状況ではなく、山の陰にもなっております。日も当たらない状況の土地でございました。以上、付け加えさせていただきます。

議長 議案第7号について提案説明及び現地確認報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、証明願のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第7号は、証明願のとおり決定されました。

議長 議案第8号、奥州市農業委員会の令和3年度の活動の点検・評価及び令和4年度最適化活動の目標の設定等の決定についてを議題といたします。

事務局をして議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐々木事務局長補佐

局長補佐 こちらは、農業委員会等に関する法律等により、農業委員会は農地等の利用の最適化推進状況、その他、事務の実施状況を公表することとされており、国が定める様式により、令和4年度の最適化活動の目標の設定、従前は「活動計画」と称しておりましたが、今年度から書式が改められたことにより、最適化活動の目標の設定となりました。また、併せて、令和3年度の活動点検・評価をまとめたものです。はじめに、令和3年度の活動の点検・評価からご説明いたします。Ⅰは農業委員会の状況で、令和4年4月1日現在のものとなります。Ⅱは担い手への農地の利用集積・集約化です。昨年度の実績ですが、12,636haの目標に対し12,519ha

の集積で、達成状況として99.07%となっております。3の目標の達成に向けた活動実績ですが、担い手への農地利用集積に関する相談対応、農地利用最適化推進会議開催等の実績を記載しております。4の評価ですが、「一定の集積は進んだが、農産物価格の低迷を背景に、特に中山間地等、条件不利地において担い手の確保や農地集積が困難であり、今後の一層の集積を図るため、担い手の育成・確保、農地の出し手との結びつけ活動が必要である」といたしました。Ⅲは新規参入促進です。昨年度の実績ですが、5経営体の目標に対し5経営体、面積においては2.5haの目標に対し0.5haの実績でした。3の目標の達成に向けた活動では、農地取得等の相談対応及び新規就農者の営農支援にかかる巡回に参加したことを記載しております。4の評価では、「新規就農の多くは親元就農であり、雇用就農等を含めた多様な就農形態によって担い手育成をする必要がある」としております。Ⅳは遊休農地に関する評価です。昨年度は2.5haの解消目標に対し1.1haの解消実績、達成状況が44%となっております。3の目標の達成に向けた活動では、農地の利用状況調査を農業委員・推進委員全員の64人で8月から10月に調査を実施、取りまとめを11月から3月に行っております。4の評価ですが、「労力不足、圃場条件が悪いなどにより、営農再開に至らないケースが多く解消面積が伸びなかったが、所有者等への営農再開への指導や相談を行い遊休農地の解消に努めている」としています。Ⅴは違反転用への対応です。現状及び実績ともに、奥州市における違反転用面積は0haです。活動実績につきましては、8月から10月に行った農地の利用状況調査に併せ違反転用の有無を確認し、活動に対する評価を、「おおむね計画どおりに活動できた」としております。Ⅵは事務に関する点検の状況となります。農地法第3条に基づく許可事務の1年間の処理件数は238件。点検項目については記載のとおりで、是正措置はありません。農地転用に関する事務の1年間の処理件数144件で、こちらも是正措置はありません。3は農地所有適格法人からの報告への対応です。市内の農地所有適格法人は83法人、うち報告書を提出した法人が77法人、差引をして提出しない法人が6法人となりますが、決算期の関係から年度末の3月時点で提出期限に達していない法人となります。4は情報の提供等です。賃借料情報については件数が6,635件、令和3年12月に公表し、2月に全戸配布した農業委員会だよりも掲載し周知しております。権利移動等については令和3年5月の取りまとめで、件数が2,029件、市ホームページでの情報提供及び窓口閲覧としております。農地台帳の整備ですが、電算システムで整備し、その面積は21,658haです。Ⅶの地域農業者等からの主な要望・意見はありませんでした。Ⅷの事務の実施状況の公表等では、総会等の議事録は市ホームページで公表、農地等利用最適化推進施策の改善についての意見は市長に対

して提出した4件、活動計画の点検・評価の公表は市ホームページに公表としております。続いて、令和4年度の最適化活動の目標設定です。この目標設定については岩手県農業会議で確認を行った後に市ホームページ等で公開し、県に提出することとなっております。Ⅰは令和4年4月1日現在の奥州市農業委員会の体制及び農家農地等の概要となります。Ⅱの最適化活動の目標、1最適化活動の成果目標の(1)農地の集積について、①の現状と課題については、先ほどの令和3年度の点検・評価の数値となります。②の目標についてです。農地集積の目標年度を令和12年度、集積率を85%としました。市の農地利用最適化推進方針において、農地の集積の目標年度とその集積率を令和8年度に75%としておりますが、農林水産省より、ここで掲げる集積率は、都道府県で設定している数値を記載することとされているため、岩手県南広域振興局圏における目標年度、令和12年度、集積率85%としております。今年度末の集積面積の累計を12,998ha、今年度の新規集積目標を479haとしました。(2)遊休農地の解消についてです。①の現状と課題については、昨年度の利用状況調査で判明した1号遊休農地及びその内訳を記載しております。②の目標については、アの既存遊休農地の解消のうち、aの緑区分の遊休農地の解消目標面積として、前年度の利用状況調査で緑区分とした農地13haの5分の1の面積を記入のこととされていることから3haとしたものです。なお、5分の1の値は2.6haですが、小数点以下切り上げのため3haとなります。bの黄色区分の遊休農地の解消については、前年度の利用状況調査で黄色区分とした農地7haに係る解消のための工程表の策定方法の記載を求められていることから「市・県・農業公社と協議を行い策定する」としました。イの新規発生遊休農地の解消についてですが、昨年度に新規発生した緑区分の遊休農地0.3haを解消しようとするものです。(3)新規参入の促進のうち、①の現状と課題については、直近3か年の新規参入の経営体を記載しております。②の目標については、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得たうえで公表する農地の面積ですが、平成28年から30年までの権利移動面積の平均である627haの1割以上を記載のこととされていることから62.7haとしたものです。2最適化活動の活動目標の(1)は推進委員等が最適化活動を行う日数目標ですが、1月あたり10日としました。これは、農地利用最適化交付金事業の交付要件に月10日の活動目標に対する達成度合いとあることから、月10日が当該交付金交付の最低ラインと判断したためです。(2)活動強化月間の設定目標については、活動強化月間を少なくとも3月設定するよう求められていることから3回とし、取組時期、取組項目、強化月間の内容を表にしております。(3)新規参入相談会への参加目標については、国、県等が主催の新規参入相談会が対象となり、参加回数を2回としました。具

体の相談会については下段の表のとおりです。以上で説明を終わりますが、本件につきましては総会議決後、3年度の点検評価については県を經由し農林水産省へ報告するとともに、市ホームページへ掲載して公表し、令和4年度の目標設定については、岩手県農業会議の確認を経て市ホームページで公表し、県知事に提出する予定です。なお、令和5年度の目標設定、翌年度以降の目標設定については、4月末までに公表する必要があることから、3月総会案件予定であることを申し添えます。以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 議長案第8号について提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり)

議長 7番、菊地隆文委員。

7番委員 7番、菊地です。一昨日も出た文面ではあるんですけども、ちょっと具体的な内容として、お聞かせください。Ⅱ2(2)の設定目標の中の11月の利用意向調査の調査回答書の回収促進。このことについて、具体的にお話しいただければと思います。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

係長 ただいまのご質問ですが、まだ計画段階ですので詳細詰めておりませんが、利用意向調査のタイミングによっては、配布をお願いするかもしれません。また、事務局から郵送等で利用意向調査をするんですけども、返事がない方に回収のお願い、もしくはご相談に乗っていただくということも想定しております。

(「議長」の声あり)

議長 7番、菊地隆文委員。

7番委員 わかりました。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議長案第8号は、原案のとおり決定されました。

議 長 議案第9号、農地利用最適化推進委員の決定についてを議題といたします。  
事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議 長 佐々木事務局長補佐。

局長補佐 空席となっております。募集をしておりました水沢黒石区域の農地利用最適化推進委員について、今般、地域から推薦がありましたので、候補者としてお諮りするものです。候補者は佐々木一男さん、担当区域は水沢黒石区域、委嘱期間は令和4年6月1日から令和6年7月19日までとなっております。以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 議案第9号について提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。

本件につきましては人事案件につき、討論を省略し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第9号は、原案のとおり決定されました。

議 長 以上をもちまして、本日の奥州市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 皆さん、ご起立願います。

議 長 ご苦労様でした。

閉 会 午前10時43分